



## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

|      |               |                                  |  |
|------|---------------|----------------------------------|--|
| 製品名  | サンアロマー PS201A |                                  |  |
| 作成日  | 2020/12/01    | 1版                               |  |
| 改訂日  | 2023/10/29    | 12版                              |  |
| 会社情報 | 会社名           | ： サンアロマー株式会社                     |  |
|      | 住所            | ： 東京都品川区東品川2-2-24 天王洲セントラルタワー27階 |  |
|      | 担当部門          | ： 品質保証室                          |  |
|      | 電話番号          | ： 03-5781-5616                   |  |
|      | FAX番号         | ： 03-5781-5611                   |  |

### 2. 危険有害性の要約

【GHS分類】 : 本製品は、GHS分類区分に該当しない

### 3. 組成及び成分情報

|             |           |              |  |
|-------------|-----------|--------------|--|
| 単一製品・混合物の区別 | ： 単一製品    |              |  |
| 化学名・組成      | ： ポリプロピレン |              |  |
| 成分名         | CAS RNR   | 化審法・官報公示整理番号 |  |
| ポリプロピレン     | 9003-07-0 | 6-402        |  |
| 添加剤         | 非開示       | 非開示          |  |

### 4. 応急措置

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 吸入した場合                | ： 高温の溶融樹脂から発生するガスをひどく吸入した時は、新鮮な空気のある場所に移ること。咳・呼吸困難やその他の症状が出た時は、医師の手当てを受ける。 |
| 皮膚に付着した場合             | ： ペレットや粉末の場合は石鹼・水で良く洗い流す。溶融物が付着した場合には衣服の上から大量の水をかけ、十分に冷却し、脱衣させ、医師の手当てを受ける。 |
| 眼に入った場合               | ： 危険な物質ではないが、眼球を傷つける可能性があるため、清浄な水で洗い流す。<br>異物が目に残るようであれば眼科医の手当てを受ける。       |
| 飲み込んだ場合               | ： 危険な物質ではないが、できるだけ吐き出し、異常を感じるようであれば、医師の手当てを受ける。                            |
| 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状 | ： 情報なし   |
| 応急措置をする者の保護に必要な注意事項   | ： 情報なし   |
| 医師に対する特別な注意事項         | ： 情報なし   |

### 5. 火災時の措置

|              |  |
|--------------|--|
| 適切な消火剤       | ： 水、泡消火剤（エアフォーム）、粉末消火剤等を用いる事ができるが、水は冷却効果が大いので水（水噴霧でも可）を使用することが望ましい。大規模火災時には水噴霧や泡消火剤等が望ましい。 |
| 使ってはならない消火剤  | ： 大規模火災時には直流水は適さない。<br>火災の規模に関わらず、ウォータージェットは適さない。  |
| 火災時の特有の危険有害性 | ： 火災の熱により、ポリマーが分解して可燃性気体を発生する可能性がある。   |

- 特有の消火方法 : 一般と同じ消火方法を用いて差し支えない。
- 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置 : 消火活動の際は状況に応じた保護具を必ず着用すること。火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止すること。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 粉塵を発生させない。適切な保護具を着用すること。ペレット粉末共に床に残ると滑る危険性が高いので、こまめに清掃し回収または廃棄する。保護具については、8. ばく露防止及び保護措置を参照
- 環境に対する注意事項 : 排水系などの水面へ漏出した場合は、魚類・鳥類等に悪影響もあることから全て回収する。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 13. 廃棄上の注意を参照
- 二次災害の防止方法 : 周囲の着火源になるものを速やかに取り除き、回収時には火花を発生しない安全な用具を使用すること。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い : ペレット状の樹脂は、常温では引火の恐れはないが、作業場では火気をみだりに使用することを避け、整理整頓に努める。浮遊粉塵は粉塵爆発の恐れがあるので注意する。空気移送、バグフィルター、ホッパー等の設備は静電気を除去するための接地を行う。
- 保管 : 直射日光、水濡れ、急激な温度変化等を避け、換気の出来る場所の保管が望ましい。貯蔵場所ではみだりに火気を使用しない。保管場所は消防法(指定可燃物)の規定に従うこと。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度／許容濃度

| 成分名        | 管理濃度 (ppm)   | 管理濃度 (mg/m3) | 産業衛生学会 (ppm) | ACGIH: TWA (ppm) |
|------------|--|--------------|--------------|------------------|
| 添加剤        | 40   | -            | -            | -                |
| 設備対策       | : 粉塵が発生する場所にて作業を行なう場合には、局所排気装置を設置すること。(装置の設置が困難な場合には、国家検定認定の防塵マスクを着用することが望ましい) |              |              |                  |
| 保護具        | : 呼吸用保護具 : 防塵マスク (粉体状物発生時)   |              |              |                  |
| 手の保護具      | : 保護手袋   |              |              |                  |
| 眼, 顔面の保護具  | : 保護メガネ、保護面  |              |              |                  |
| 皮膚及び身体の保護具 | : 安全帽、保護衣、安全靴  |              |              |                  |
| 特別な注意事項    | : なし   |              |              |                  |

9. 物理的及び化学的性質

- 物理状態 : ペレット
- 色 : 乳白
- 臭い : ほぼなし
- 融点／凝固点 : 150~170°C
- 沸点又は初留点及び沸騰範囲 : データなし
- 可燃性 : あり (消防法・指定可燃物)
- 爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界 : データなし
- 引火点 : データなし
- 自然発火点 : データなし
- 分解温度 : データなし
- pH : データなし
- 動粘性率 : データなし

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 溶解度                       | : 不溶        |
| n-オクタノール／水分配係数<br>(log 値) | : データなし     |
| 蒸気圧                       | : データなし     |
| 密度及び／又は相対密度               | : 0.89~0.91 |
| 相対ガス密度                    | : データなし     |
| 粒子特性                      | : 非開示       |

## 1 0. 安定性及び反応性

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 反応性        | : 一般的な貯蔵、取扱いにおいては、反応性はない。 |
| 化学的安定性     | : 情報なし                    |
| 危険有害反応可能性  | : 情報なし                    |
| 避けるべき条件    | : 情報なし                    |
| 混触危険物質     | : 情報なし                    |
| 危険有害な分解生成物 | : 情報なし                    |

## 1 1. 有害性情報

|                  |      |
|------------------|------|
| 急性毒性（経口）         | 情報なし |
| 急性毒性（経皮）         | 情報なし |
| 急性毒性（気体）         | 情報なし |
| 急性毒性（蒸気）         | 情報なし |
| 急性毒性（粉塵ミスト）      | 情報なし |
| 皮膚腐食性／皮膚刺激性      | 情報なし |
| 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | 情報なし |
| 呼吸器感作性           | 情報なし |
| 皮膚感作性            | 情報なし |
| 生殖細胞変異原性         | 情報なし |
| 発がん性             | 情報なし |
| 生殖毒性             | 情報なし |
| 授乳への影響           | 情報なし |
| 特定標的臓器毒性（単回ばく露）  | 情報なし |
| 特定標的臓器毒性（反復ばく露）  | 情報なし |
| 誤えん有害性           | 情報なし |

## 1 2. 環境影響情報

|                |        |
|----------------|--------|
| 水生環境有害性 短期（急性） | 情報なし   |
| 水生環境有害性 長期（慢性） | 情報なし   |
| オゾン層有害性        | 情報なし   |
| 生態毒性・魚毒性       | : 情報なし |
| 生態毒性・無脊椎動物毒性   | : 情報なし |
| 生態毒性・藻類毒性      | : 情報なし |
| 残留性・分解性        | : 情報なし |
| 生体蓄積性          | : 情報なし |
| 土壤中の移動性        | : 情報なし |

## 1 3. 廃棄上の注意

|          |  |
|----------|--|
| 残余廃棄物    | : 関連法規ならびに地方自治体の基準に従い廃棄すること。<br>また、都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託すること。      |
| 汚染容器及び包装 | : 空のワンウェイフレコンおよび空袋を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後、廃棄物処理法及び関連法規ならびに地方自治体の基準に従い処理する。 |

## 1 4. 輸送上の注意

|  |   |
|--|---|
| 国連番号                                       | : 情報なし  |
| 品名（国連輸送名）                                  | : 情報なし  |
| 国連分類                                       | : 情報なし  |
| 容器等級                                       | : 情報なし  |
| 海洋汚染物質                                     | : 非該当   |
| MARPOL 73/78 付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質 | : 非該当   |
| 輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策                        | : 国際陸上輸送(ADR/RID)海上輸送(IMO IMDG code)・航空輸送(IATA/ICAO)の何れも輸送規則では危険有害物質に分類されていないが、以下について注意すること。<br>: (1) 梱包袋が破れないように、水濡れや乱暴な取扱いを避ける。もし、破袋してペレットが飛散した場合は滑って転倒しないように注意する。<br>。流出したものは速やかに全量回収する。<br>(2) 空気移送の場合は移送速度を低くしたり、接地を行う等静電気災害防止対策を確実に実施する。<br>(3) 強酸化剤・過度の熱・火花及び火炎との接触を避けること。 |
| 国内規制                                       | 陸上輸送 : 消防法、労働安全衛生法等に定められている運営方法に従う。<br>海上輸送 : 船舶安全法に定められている運営方法に従う。<br>航空輸送 : 航空法に定められている運送方法に従う。   |

## 1 5. 適用法令

|                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 消防法                 | : 指定可燃物 合成樹脂類(3000kg) |
| 化学物質排出把握管理促進法       |                       |
| (現行政令 2023年3月31日まで) | : 非該当                 |
| (改正政令 2023年4月1日以降)  | : 非該当                 |
| 毒物及び劇物取締法           | : 非該当                 |
| 労働安全衛生法             | : 非該当                 |

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 : 非該当

## 16. その他の情報

### 【特記事項】

- (1) 記載内容は現時点で入手できる本製品に関する資料・情報・データに基づいて作成しており、新しい知見により訂正されることがあります。  
なお、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合にはそれに適した安全対策を実施の上、ご使用下さい。また、上記の内容は情報提供であって、これを保証するものではありません。
- (2) 貴社が独自に用いる原材料の安全性については、貴社にてご確認ください。
- (3) 貴社で製造される製品の必要特性・使用条件等と製品設計等を十分ご検討の上、適切なグレード選定をお願い致します。また、本グレードを用いた製品の使用用途における安全性・適合性は貴社の責においてご確認ください。
- (4) 医療用のプラスチック原料としてご検討の場合は、必ず弊社担当者にご相談ください。尚、本製品を経口または体内接触(体内移植あるいは皮膚粘膜、体液や擦過傷部位等)する如何なる医療薬品・医療器具・医療材料等には使用出来ません。これらの医療用途にご使用に伴って生じた問題については、弊社は一切の責任を負いかねます。
- (5) 本製品の製造にあたり、改正化管法(PRTR法) 第一種指定化学物質、及び第二種指定化学物質(2023年4月1日施行分)を閾値以上主原料や副原料に使用したり、添加剤として使用しておりません。
- (6) PRTR法の特定化学物質の含有量が1%未満(特定第一種指定化学物質の場合は0.1%未満)の場合や、安全衛生法対象物質の含有量が目標値未満の場合は、SDSに記載しないことがあります。そのため、PSBの「2. 組成及び成分情報」が、製品安全データシート(SDS)の「3. 組成及び成分情報」と一致しない場合がございます。

### 【引用文献】

- (1) 「樹脂ペレット漏出防止マニュアル」(日本プラスチック工業連盟他、1993年5月)
- (2) 「産業安全研究所安全資料 RIIS-SD-90-1, 1990」(労働省産業安全研究所)
- (3) 「食品用プラスチック衛生学」厚生省環境衛生局食品化学課編(講談社) IARC Monographs on the Evaluation of Carcinogenic Risks to Humans Volume 19
- (4) (ポリプロピレン; CAS No. 9003-07-0 について。)